

第10回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年3月14日(木) 午前9時30分から午前10時10分

2 開催場所 光市役所 3階 第5会議室

3 出席委員(17人)

農業委員

1番	河村	晴夫
2番	田村	尚利
4番	弘田	靖
5番	藤本	準一
6番	麻野	将也
7番	西岡	昭雄
9番	鬼武	敬子
12番	田村	耕一(会長)

農地利用最適化推進委員

2番	河井	眞也
3番	國弘	久男
4番	西村	隆裕
5番	末岡	博
6番	上岡	知雄
7番	森本	鉄之
8番	城	俊治
9番	小山	秋芳
10番	秋山	孝

4 欠席委員(5人)

3番	宮内	昭壽
8番	神田	英俊
10番	吉岡	弘
11番	福原	英樹
推進1番	重田	正憲

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第3条許可申請に対する許可決定について

議案 第2号 農地法第5条転用許可申請に対する許可決定に
ついて

議案 第3号 農地法施行細則第6条事業変更承認申請に対する
承認について

議案 第4号 農用地利用集積計画の承認について

報告 第1号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第2号 非農地証明について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 太田 隆一

農政振興係長 寺尾 貴志

議長

みなさんおはようございます。

只今から、第10回農業委員会総会を開会します。

本日出席の農業委員は8名、農地利用最適化推進委員9名で定足数に達しており、総会は成立しています。

次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(なしの声)

議長

それでは、本日の議事録署名委員は、9番、鬼武敬子委員、1番、河村晴夫委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の寺尾係長を指名いたします。

議長

それでは、議事に入りたいと思います。

事務局から議案について説明をお願いします。

事務局

それでは、ご説明いたします。

「総会議案」の1ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第3条許可申請に対する許可決定について」です。

今月の3条許可申請は、3件です。

それでは、議案第1号番号1についてご説明いたします。

申請農地は大宇室積村、室積出張所の南東約4.4kmの位置にある4筆で、地目は全て畑、面積は265㎡、658㎡、177㎡、1,795㎡、計2,895㎡で、農地の贈与（農業者への継承）についての申請となっております。

申請地の所在につきましては、A4横の「3月分光市農業委員会議案位置図」の1ページと2ページをご覧ください。

今回の申請者ですが、農地の譲受人は市内、申請地から約600mにお住いの個人で、農地の譲渡人は同じく市内にお住いの個人です。

申請理由につきましては、譲渡人が農地の管理ができないため、贈与により譲受人に農地の継承を行うため、申請があったものです。

続きまして、「議案第1号及び第2号参考資料」1ページの(3)をご覧ください。

農地法第3条第2項に規定されています農地の権利移動の制限につい

てですが、第2項の第1号から6号について検討した結果について順を追って説明いたします。

「参考資料」1ページの中ほどの「ア、第1号」をご覧ください。

ア、第1号の「全部効率利用要件」についてです。

今回贈与される農地は、現在、畑、主に果樹が植えられており、譲受人の住む家から約600mの位置にあり、営農計画書によれば、さらに柑橘系の果樹を植える予定です。

また、提出された申請書に記載された農機具の確保の状況、農作業に従事する者の状況等から見て、譲り受けた農地全てを効率的に耕作可能と認められます。

続いて、イ、第2号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」ですが、本件は個人の権利取得であり問題ありません。

続いて、ウ、第3号の「信託要件」についてですが、今回信託ではないので問題ありません。

続いて、エ、第4号の「農作業常時従事要件」についてです。

提出された営農計画書から、譲受人は年間180日、耕作に必要な農作業に従事する見込みで、問題ありません。

続いて、「参考資料」の2ページの、オ、第5号の「転貸禁止要件」ですが、今回は譲受人本人が耕作予定であるため転貸には該当しません。

続いて、カ、第6号の「地域調和要件」です。

提出された営農計画書から、周辺農地の耕作に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第3条第2項各号に定める許可に必要な要件をすべて満たしており、許可要件について問題ないと考えます。

なお、この件につきましては地区担当の推進7番委員さんに調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長

推進7番委員、補足説明をお願いします。

推進7番

継承される方は40歳代で、就農に意欲を持たれている方です。今回、離農される方の農地を引き継ぐ形になります。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第1号番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第1号番号1は原案のとおり決定いたしました。

続いて事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第1号番号2についてご説明いたします。

申請農地は大字岩田、大和支所の北約30mに位置する1筆で、地目は畑、面積は209㎡、農地の売買についての申請となっております。

申請地の所在につきましては、A4横の「3月分光市農業委員会議案位置図」の3ページと4ページをご覧ください。

今回の申請者ですが、農地の譲受人は市内にお住まいの個人で、農地の譲渡人は東京都にお住いの個人です。

申請理由につきましては、譲渡人が農地の管理ができないため、売買により譲受人に農地の継承を行うため、申請があったものです。

続きまして、「議案第1号及び第2号参考資料」2ページの(3)をご覧ください。

農地法第3条第2項に規定されています農地の権利移動の制限についてですが、第2項の第1号から6号について検討した結果について順を追って説明いたします。

「参考資料」2ページの中ほどよりやや下の「ア、第1号」をご覧ください。

ア、第1号の「全部効率利用要件」についてです。

今回売買される農地は、譲受人が事務所として購入予定の宅地に面しており、譲受人の自宅からは約800mの位置にあり、営農計画書によればトマトやナスなどの野菜類を作付け予定です。

また、提出された申請書に記載された農機具の確保の状況、農作業に従事する者の状況等から見て、譲り受けた農地全てを効率的に耕作可能と認められます。

続いて、イ、第2号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」ですが、本件は個人の権利取得であり問題ありません。

続いて、「参考資料」の3ページ、ウ、第3号の「信託要件」についてですが、今回信託ではないので問題ありません。

続いて、エ、第4号の「農作業常時従事要件」についてです。

提出された営農計画書から、譲受人は年間180日、耕作に必要な農作業に従事する見込みで、問題ありません。

続いて、オ、第5号の「転貸禁止要件」ですが、今回は譲受人本人が耕作予定であるため転貸には該当しません。

続いて、カ、第6号の「地域調和要件」です。

提出された営農計画書から、周辺農地の耕作に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第3条第2項各号に定める許可に必要な要件をすべて満たしており、許可要件について問題ないと考えます。

なお、この件につきましては地区担当の推進9番委員さんに調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 推進9番委員、補足説明をお願いします。

推進9番 ここは畑になっておりまして畝も残っており、問題ないと思います。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。

議案第1号番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号番号2は原案のとおり決定いたしました。

続いて事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第1号番号3についてご説明いたします。

申請農地は大字三輪、大和支所の南東約600mに位置する1筆の一部で、地目は畑、面積は710㎡の内261㎡、農地の売買についての申請となっております。

申請地の所在につきましては、A4横の「3月分光市農業委員会議案位置図」の5ページと6ページをご覧ください。

今回の申請者ですが、農地の譲受人は市内にお住まいの個人で、農地の譲渡人は防府市にお住いの個人です。

申請理由につきましては、譲渡人が農地の管理ができないため、売買により譲受人に農地の継承を行うため、申請があったものです。

続きまして、「議案第1号及び第2号参考資料」3ページの(3)をご覧ください。

農地法第3条第2項に規定されています農地の権利移動の制限についてですが、第2項の第1号から6号について検討した結果について順を追って説明いたします。

「参考資料」3ページの下「ア、第1号」をご覧ください。

ア、第1号の「全部効率利用要件」についてです。

今回売買される農地は、譲受人の住む家の北に位置しており、営農計画書によれば季節野菜やイモ類を作付け予定です。

また、提出された申請書に記載された農機具の確保の状況、農作業に従事する者の状況等から見て、譲り受けた農地全てを効率的に耕作可能と認められます。

続いて、「参考資料」の4ページ、イ、第2号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」ですが、本件は個人の権利取得であり問題ありません。

続いて、ウ、第3号の「信託要件」についてですが、今回信託ではないので問題ありません。

続いて、エ、第4号の「農作業常時従事要件」についてです。

提出された営農計画書から、譲受人は年間200日、耕作に必要な農作業に従事する見込みで、問題ありません。

続いて オ、第5号の「転貸禁止要件」ですが、今回は譲受人本人が耕作予定であるため転貸には該当しません。

続いて カ、第6号の「地域調和要件」です。

提出された営農計画書から、周辺農地の耕作に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第3条第2項各号に定める許可に必要な要件をすべて満たしており、許可要件について問題ないと考えます。

なお、この件につきましては地区担当の1番委員さんに調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 1番委員、補足説明をお願いします。

1番 農地の継承については特にありませんが、境界に敷設されているブロックの一部が崩れていますので、隣接する土地の所有者に迷惑が掛からないよう指導をお願いしたい。

事務局 申請者に指導いたします。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。

議案第1号番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号番号3は原案のとおり決定いたしました。

続いて事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号「農地法第5条許可申請に対する許可決定について」ご説明いたします。

今月の5条許可申請は、1件です。

それでは、議案第2号の番号1についてご説明いたします。

「総会議案」1ページとあわせてA4横の「3月分光市農業委員会議案位置図」の7ページと8ページを、議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

本件は所有権移転による転用許可申請となっております。

譲受人は市内にお住まいの個人、譲渡人は防府市にお住まいの個人です。

申請のあった土地は大字三輪、大和支所から南東約 600mに位置する 1 筆で、登記地目は畑、面積は 710 m²の内 449 m²です。

対象地には自己用住宅を建設予定です。譲渡人が管理に苦慮していた農地について、自己用住宅を建てるために候補地を探していた譲受人とのあいだで売買について合意に至ったものです。

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

続きまして、「議案第 1 号及び第 2 号参考資料」5 ページの (3) をご覧ください。

許可の要件である、ア立地基準と、イ一般基準について説明いたします。

まず、ア立地基準からです。

それでは (ア)「農地の区分」についてです。

当該農地は、第 1 種、第 3 種のいずれにも該当しないことから第 2 種農地と判断します。

この判断については、山口県農業会議に問い合わせを行い、第 2 種農地と判断して問題ないことを確認しています。

なお、第 2 種農地については他の農地で代替ができない場合に転用が可能で、今回については譲受人が自己用の住宅を建てるための土地を複数検討した結果、最も条件のよい当該土地を選択しており問題ございません。

ここからは、イ一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、イの (ア)「転用の目的」ですが、自己用住宅の建設のためということであり、問題ありません。

次に、(イ)「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・住宅ローン確認書類等から、問題ありません。

次に、(ウ)「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて、6 ページをご覧ください。

(エ)「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題ありません。

次に、(オ)「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、これは該当するものではありません。

次は、(カ)「一体利用地の利用見込み」についてですが、今回売買される土地全体に自己用住宅が建設される計画であり、問題はありません。

さらに、(キ)「計画面積の妥当性」についてですが、対象地につきましては、土地の利用目的が自己用住宅の建築です。また、建築面積が 109.30 m²、対象地の面積が 449 m²で土地の利用率は 24.34%となり、土地の利用率の基準である 22%を満たしており、事業計画書等から判断し、適当です。

続いて、(ク)「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が自己用住宅の建設であり、事業計画書・被害防除計画書の内容等からも判断し、近隣農地への影響については問題ありません。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては地区担当の 1 番委員さんに調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 1 番委員、補足説明をお願いします。

1 番 先ほどの議案第 1 号番号 3 と同じで、境界ブロックの安全確保について指導をお願いします。

事務局 指導いたします。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。

議案第 2 号番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第2号番号1は原案のとおり決定いたしました。

続いて事務局から説明をお願いします。

事務局

続いて、議案第3号「農地法施行細則第6条事業変更承認申請に対する承認について」ご説明いたします。

今月の申請は4件です。

総会議案の2ページの議案第3号をご覧ください。

これらの4件につきましては、既に農地転用許可済みですが、一旦許可した内容について変更が生じたことから、「農地法施行細則」の第6条に基づき、今回変更承認申請が提出されたものです。

それでは議案第3号の番号1から4について同一事業者ですので一括して説明いたします。

議案第3号の番号1は、大字岩田地内の太陽光発電設備に対する農地転用許可の変更承認申請です。位置図については9ページと10ページとなります。

申請者は、農地転用許可を受けた広島市に本社を構える法人で、総会議案2ページの1番右の欄、変更理由にありますとおり、資材不足に伴う資材納期遅れのため、工事の期間を再延長したいという申請となっております。

なお、資材不足については、発電所の機器及び部材等の納品が遅延した影響により、他の発電所の工事が遅延し、その影響により当発電所の施工工事の着工が遅れたため。とのことでした。

工事期間は当初2年の予定でしたが、令和5年2月に開催された第33回総会において、期間を8か月延長し、令和6年1月31日を工期の終了日として承認しておりましたが、今回、更に11か月延長し、期間を令和6年12月31日までとする申請となっております。

つづきまして、番号2は、大字東荷地内の太陽光発電設備に対する農地転用許可の変更承認申請です。位置図については11ページと12ページとなります。

これも番号1と同じく、機器及び部材等の納品の遅延に起因する工事着工の遅れのため、工事の期間を延長したいという申請となっております。

工事期間は当初2年の予定でしたが、第33回総会において7か月延長し、期間を令和6年1月31日までとして承認しておりましたが、今

回、更に1年延長し、期間を令和6年12月31日までとする申請となっています。

つづきまして、番号3と4は同一箇所についての申請で、大字三輪地内の太陽光発電設備に対する農地転用許可の変更承認申請です。位置図については13ページと14ページとなります。

これは、機器及び部材等の納品の遅延による施工の遅れのため、工事の期間を延長したいという申請となっております。

工事期間は当初2年の予定でしたが、第33回総会において5か月延長し、期間を令和5年12月31日までとして承認しておりましたが、今回、更に1年延長し、期間を令和6年12月31日までとする申請となっています。

なお、この件につきましては、4番委員、推進10番委員、1番委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

また、変更申請を出して来た業者の話しでは、資材の納入が順調であれば期限内に完了見込みとのことでした。

事務局からの説明は以上です。

議長 4番委員、推進10番委員、1番委員、補足説明があればお願いします。

4番
推進10番
1番

特にありません。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。議案第3号の番号1から4について、変更を認めることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第3号の番号1から4の変更は原案のとおり認められました。

議長 それでは議案第4号に入ります前に、本件事案が「農業委員会等に関する法律第31条」の規定による「議事参与の制限」の関係があるため、推進2番委員、推進8番委員は、一時退席をお願いします。

(退室)

議長 それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号「農用地利用集積計画の承認について」をご説明します。

別紙のA4横「令和5年度8号・光市農用地利用集積計画」をご覧ください。

光市長から、農用地利用集積計画の承認を求められています。

今回の内容につきましては、別紙の裏面にありますとおり、106件・206筆・面積328,601㎡です。内訳は新規11件・33筆で面積は65,575㎡、更新が95件・173筆で面積は263,026㎡です。

貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、適当であると判断します。

事務局からは以上です。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。ここで利害関係者の入室をお願いします。

(入室)

議長 推進2番委員、推進8番委員に報告します。議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

続いて事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項について説明いたします。

議案の3ページをご覧ください。

まず、報告第1号「農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について」です。

今回届出の件数は、4件でした。

内容については議案に記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理通知書を交付いたしました。

続いて、報告第2号「非農地証明について」です。

証明願の件数は2件でした。

内容については記載のとおりです。

こちらについて、地区担当の委員さんを含めた3名の委員さんと、事務局1名による調査の結果、記載のとおり農地法の適用を受けないものであると認め、非農地証明を交付しました。

事務局からの説明は以上です。

議長 只今の報告第1号及び第2号について、質問、意見等がありましたらお願いします。

(なしの声)

議長 質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますので、ご了解いただきたいと思います。

以上で、第10回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、令和6年3月14日開催の第10回光市農業委員会総会の議事録である。

令和6年 月 日

光市農業委員会 会長 _____

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 _____

光市農業委員 _____